

令和8年度 県営風力発電事業 送電線路等維持管理業務委託

特記仕様書

1. 作業概要

2回/年（6月頃、12月頃）、次の作業を行う。

[1] 埋設送電線路のマンホール点検、清掃、排水を行う。

[2] 埋設送電線路上に設置している埋設標示杭の現況調査を行う。

2回/年（6月頃、9月頃）＋1回/年（想定：企業局側の現場視察等）、次の作業を行う。

[3] 埋設送電線路（海岸部）の道路枝払いを行う。

1回/年、次の作業を行う。

[4] 埋設送電線路（海岸部）の不陸整正（C-40 補充）を行う。

4回/年（12月～2月頃 ※積雪状況による）、次の作業を行う。

[5] 点検路の除雪を行う。

2. 作業場所

山形県酒田市十里塚地内 外

3. 委託期間

令和8年 4月 1日（契約締結の日）から令和9年 3月31日まで

4. 作業内容

「マンホール点検・清掃・排水」

- ① マンホール内に漏水等の異常があった場合、場所の特定と状況確認。
- ② マンホール内に溜まった水を、水中ポンプ等を使い排水。
- ③ マンホール底に堆積した泥・枯葉等の排出。
- ④ マンホール内の表示プレート等の汚れを、ブラシまたはウエスで清掃。
- ⑤ マンホール周辺に草が密集している場合には除草する。

「送電線路上に設置している埋設標示杭の現況調査」

- ① 埋設表示杭の転倒、損傷状況などを調査して異常の有無を確認する。

「道路枝払い」

- ① 送電線路海岸部 L=3.59km（森林管理道）の両側路肩部、幅50cmの枝払い作業を行う。

「不陸整正」

- ① 送電線路海岸部 L=0.53km（森林管理道）の轍部分の不陸整正作業を行う。

「除雪工」

- ① 送電線路海岸部（森林管理道）が積雪により点検車両の通行が困難となる場合、点検路の除雪を行う。

5. 作業体制

業務の作業責任者または作業班の一員として第1種電気工事士若しくは第2種電気工事士の資格を有する者を配置できること。

6. 注意事項

- ・ 業務の施工に当たり受注者は、労働安全衛生法等の関係法令を遵守しなければならない。
- ・ 受注者は、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、作業終了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。
- ・ 交通に支障のある場所での作業は、交通整理員を配置すること。
- ・ 作業区域（危険区域）には防護策や区画ロープ・標識等を付けること。
- ・ 作業時に、周りの建築物や工作物等に損傷を与えぬよう注意して行うこと。
- ・ 道路枝払い作業においては希少植物の保護に努めること。
- ・ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに協力者に対し適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、協力者は、山形県の競争入札参加資格者である場合は山形県の指名停止期間中であってはならない。

以 上